

様式第4号（第10条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和6年度 第2回下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和6年8月6日（火） 午後1時30分から午後2時10分まで
会 場 下野市役所 2階 203会議室
出席者 木村千里委員、海老原治美委員、九鬼眞澄委員、柳田陽子委員、
高橋康子委員、富山剛委員、内藤文明委員、豊田潤委員、
伊沢泰直委員、村尾光子委員、坂倉司委員、間中理恵委員、
松本文男委員、小室正男委員、遠藤正三郎委員、山下祐治委員
欠席者 篠原眞澄委員、斎藤文隆委員
市側出席者 直井市民生活部長、長塚市民課長、富永税務課長、日向野課長補佐、
木村課長補佐、神永主幹、高山主事、青木主査
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 0人
議事録（概要）作成年月日 令和 6年 8月 20日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 委任状交付
- 3 協議事項
 - (1) 令和5年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について（資料1-1～1-5）
 - (2) 令和6年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（資料2）
- 4 報告事項
 - (1) 令和6年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（資料3）
 - (2) 令和6年度下野市国民健康保険税の課税状況について（資料4）
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会
（事務局）

それでは定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第2回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

皆様には大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

2 委嘱状交付

(事務局)

議事に先立ちまして、下野市国民健康保険運営協議会委員の委嘱状の交付の方を行いたいと思います。

公益を代表する委員といたしまして、下野市議会より新たに選出いただきました、村尾議員と、坂倉議員に委嘱をお願いします。

では最初に村尾議員前にお願いいたします。

— 一直井市民生活部長から村尾議員へ委嘱状交付 —

(事務局)

坂倉議員よろしくお願いします。

— 一直井市民生活部長から坂倉議員へ委嘱状交付 —

(事務局)

新しく委員となりました、村尾委員と坂倉委員より一言ずつご挨拶の方いただければと思います。

最初に村尾委員、よろしくお願いします。

(村尾委員)

皆さんこんにちは。よろしくお願いします。

私は運営協議会の委員として 4 年間務めたことがあります。ちょうど課税の方式で、資産割を廃止したという協議会で、皆様の意見をまとめるというのが、大変難しい状況でしたが、皆様に納得していただいて、現在に至っているという状況があります。

少し古い話になりますが、また委嘱していただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは坂倉委員、お願いいたします。

(坂倉委員)

はじめまして。村尾委員とは違ひまして、議員になったのも初めてで今、任期 1 年目ということになります。こういった保険の協議会には初めて参加します。

初めてのことばかりで、わからないことばかりですが、皆さんにご迷惑をかけないようにやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

それではこれより議事に入りますが、下野市国民健康保険規則第 9 条の規定により、議事の進行を松本会長にお願いいたします。

(松本会長)

皆様、こんにちは。

本日はご多忙の中、第 2 回の国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、誠

にありがとうございます。

通知を受けました途端に 35 度を超えるような猛暑が続いておりまして、熱中症に関するニュースを毎週のように見聞きしております。

委員の皆様におかれましては水分補給や、睡眠時間の確保など、体調管理には十分ご留意されますようお願いいたします。

まず会長の活動報告をお伝えしたいと思います。

先日 7 月 11 日に栃木県国保連合会の、会長会の総会に出席して参りました。

令和 5 年度の事業実績等を歳入歳出について、委員会を行いまして令和 6 年度の事業計画と予算について承認をしていただいたところです。

さて本日の協議会は、令和 5 年度の国保特別会計の収支決算及び令和 6 年度国保特別会計補正予算（第 2 号）についての協議をいただきたいと思います。

他に報告事項として令和 6 年度の国保特別会計の補正予算（第 1 号）と、令和 6 年度の国保税の課税状況がございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、限られたお時間でございますが、委員の皆様の慎重なご審議等をお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それではですね、議事に入ります前に、篠原委員、斎藤委員の欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

なお高橋委員につきましては、遅れて参加するということになっております。

本日の出席につきましては、定数 18 名のところ、16 名で、規則第 11 条の規定により、会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを申し上げます。

続きまして規則第 10 条の規定によりまして、本日の会議議事録署名の委員に柳田委員と九鬼委員を指名したいと思いますのですが、ご異議はございませんでしょうか。

—異議なしの声—

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

異議なしと認めまして本日の会議議事録の署名人を、柳田委員と九鬼委員にお願いしたいと思います。

それでは会議次第に基づきまして進行させていただきます。

3 協議事項

初めに協議事項（1）の令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について事務局の説明をお願いいたします。

（事務局）

市民課保険年金グループの日向野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは協議事項（1）、令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明させていただきます。

それではお手元の資料の1ページ、資料1-1をお開きください。

資料1-1につきましては、令和5年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書となっております。

次の2ページから14ページにわたりまして、歳入、歳出における各項目の詳細が記載されているものでございます。

今回は、次の資料1-2から1-5により、ご説明いたしますので、資料1-1につきましては、後程ご覧いただきますようお願いいたします。

それでは資料の15ページ、資料1-2をお開きください。

こちらは令和5年度国民健康保険特別会計決算収支の状況となります。

表中の区分の令和5年度をご覧ください。

歳入総額は、54億2,368万円で、前年度比3.5%の減、歳出総額は52億462万5,000円で、前年度比3.8%の減となりました。

歳入歳出差引額、並びに実質収支額は、いずれも2億1,905万5,000円で、前年度比2.7%の増でありました。

続きまして、資料の16ページ、資料1-3をください。

こちらは令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算額となります。

また、17ページの資料1-4は、資料1-3の一部内容を円グラフ化したものなどを載せておりますので、あわせてご覧ください。

それでは、前年度と比較しまして、増減額が大きいものにつきましてご説明をいたします。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税は3,107万8,000円の減となりました。被保険者や所得金額の減などが主な要因となっております。

次に5款県支出金は、4,176万4,000円の減となりました。療養給付費の減が主な要因となっております。

次に8款繰越金は1億507万円の減となりました。

令和4年度の繰越金額確定によるものでございます。

次に歳出につきましては、2款保険給付費は4,753万2,000円の減となりました。

主な要因といたしましては、被保険者数が減少していること、また、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に5類感染症となりましたが、社会的に定着した感染予防意識の継続による医療機関受診控えなどの影響によるものと認識しております。

次に3款、国民健康保険事業費納付金が6,029万8,000円の減となりました。

国民健康保険事業費納付金は、県内全市町で所得水準及び医療費水準に応じて算定されます。

今年度の減少の要因として、被保険者数の減に伴う医療費総額の減及び公費の増が挙げられます。

しかしながら、医療費総額の減少率以上に被保険者数が減少しているため、1人当たり

の医療費は増加傾向にあります。

次に 5 款積立金が 8,792 万 3,000 円の減となりました。決算確定によります、決算剰余金の積立金でございます。

歳入歳出それぞれの合計額は前年度と比較し、歳入においては、3.5%の減、歳出においては、3.8%の減となり、ともに減少傾向となっております。

では続きまして、資料の 18 ページ、資料 1-5 をお開きください。

ここでお詫びがございます。

先に皆様にお送りしました本資料のうち、資料 1 の方の一部に誤記がございました。

誠に申し訳ございません。

つきましては、本日、皆様目的に、修正後の資料を配付させていただいております。

誠に恐れ入りますが、差し替えをいただきますようお願いしまして、本日はこちらの表をご覧くださいながら、説明を聞いていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは改めまして本日配布の資料 1-5 の方ご覧ください。

こちらは令和 5 年度国民健康保険税の状況となっており、表の下段の合計という欄がありますが、こちらの方をご覧ください。

まず予算額の経緯ですが、現年度課税分及び滞納繰越分を合わせまして、11 億 2,107 万 4,000 円、右隣の調定額が 13 億 9,204 万 5,252 円、その右となり収入済額は 12 億 1,380 万 5,149 円。

さらにその右、不納欠損額は 1,918 万 5,811 円。収入未済額は 1 億 5,905 万 4,292 円となっております。

よって、令和 5 年度の徴収率は、87.20%。前年度と比較し、0.57%の増となりました。

内訳では、現年度課税分が 95.79%で、前年度と比較しまして、1.12%の増。滞納繰越分は 27.56%で、前年度と比較して 1.80%の減となりました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(松本会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問はございますか。

いかがでしょうか。

ご質問がないようですので、協議事項(1) 令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、議案の通り承認してよろしいか、お諮りしたいと思います。

よろしいでしょうか。

—異議なしの声—

それではですね、異議なしと認めまして、協議事項(1) については、承認をいただきました。

ありがとうございます。

続きまして、協議事項(2) 令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

では引き続きまして、ご説明いたします。

協議事項(2)、令和6年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてのご説明となります。

資料の19ページ、資料2をお開きください。

補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ1億9,080万1,000円を増額し、予算総額歳入の表の右下の方ですが、47億9848万4000円とするものでございます。

内容につきましては、令和5年度の決算確定と、一般会計の繰入金の精算などに伴う補正となっております。

改めて詳しくご説明いたします。

まず歳入につきましては、7款繰入金につきましては、2,325万3,000円の減額補正で、補正後の額は3億5,955万4,000円になります。

令和5年度決算確定による決算剰余金との相殺によるものでございます。

次、8款繰越金につきましては、2億1,405万4,000円の増額補正で、補正後の額は2億1,905万4,000円になります。令和5年度の繰越金額確定による増となるものでございます。

次に歳出の5款積立金につきましては、1億8,383万3,000円の増額補正で、補正額は1億8,388万9,000円となります。

決算確定に伴う剰余金の積立金の増となるものでございます。

次に7款諸支出金につきましては、696万8,000円の増額補正で、補正後の額は1,346万9,000円になります。

こちらは令和5年度一般会計繰入金の精算による返還金の増となります。

説明は以上となります。

(松本会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(村尾委員)

いいですか。

(松本会長)

はい。どうぞ。

(村尾委員)

ただいまのところの歳出で、積立金は補正後の額が1億8,388万9,000円ということですが、この結果、基金の残高は幾らになりますか。

(事務局)

お答えいたします。

国民健康保険財政調整基金の残高につきましては、16 億 3,351 万 9,195 円となるものでございます。以上です。

(松本会長)

よろしいですか。

それでは、他に皆様から何かご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

ご質問がないようですので、協議事項(2) 令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について、議案の通り承認してよろしいかお諮りしたいと思います。

—異議なしの声—

はい。ありがとうございます。

それでは、内容的に異議なしと認めまして、協議事項(2) につきましては、承認されました。

(事務局)

議長よろしいですか。ここで事務局からお願いがございます。

本日ご承認いただきました、令和 5 年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、並びに令和 6 年の下野市国民健康保険特別会計補正予算第 2 号につきましては、9 月の議会定例会に上程するものでございますので、それまでは他の方々にも目に触れませんようにお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

4 報告事項

(松本会長)

続きまして次第の 4 番になります。

報告事項(1) 令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは報告事項(1) 令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)につくましてご説明いたします。

資料の 20 ページ、資料 3 をお開きください。

説明に入る前に、補正予算(第 1 号)につきましては、本来でございましたらば、本協議会におきまして、委員の皆様にご審議、ご承認をいただいてからとなるものでございますが、前回の本協議会開催スケジュールとの都合上、本件は先の令和 6 年第 2 回議会定例会にて可決成立しております。

そのため本件につきましては、報告事項とさせていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

それではご説明いたします。

補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 319 万円を増額し、予算総額 46 億 768 万 3,000 円としたものでございます。

補正理由につきましては、国から市町村への要請により、負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの導入や、被保険者等への加入者情報等の送付、また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修を実施する必要性が生じたことによるものであり、システム業者より、国からの内容に対応した改修業務費用が示されたことにより、このたびの補正となったものでございます。

まず歳入につきましては、7 款繰入金につきましては、319 万円の増額補正で、補正後の額は 3 億 8,280 万 7,000 円となります。

こちらは一般会計から国民健康保険特別会計の繰入による増額補正となります。

次に、歳出につきましては、1 款総務費につきましては、同じく 319 万円の増額補正で、補正後の額は 8,117 万 2,000 円となります。

こちらは先ほどご説明いたしました、電算システム改修委託料となるものでございます。以上です。

（松本会長）

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問いただきたいと思います。

はい。村尾委員。

（村尾委員）

いいですか。先の方は、これから議決するので、マル秘だということでしたよね。

だけど、資料 3 についてはもう議決済なのに、どうしてマル秘のスタンプが押してあるのでしょうか。

それから資料 4 のところも当初予算に載っている数値のはずですが、それでもマル秘になるのはなぜでしょうか。

（事務局）

申し訳ございません。こちらにつきましては、第 1 号補正予算はもうすでに議決をいただいておりますし、また、この後ご説明します、資料 4 の方につきましても、今年度課税をしたものによる数値となっておりますので、資料 3 及び資料 4 のマル秘につきましては削除としていただきますようお願いいたします。お詫びいたします。

（松本会長）

よろしいですか。

ありがとうございます。

次に報告事項（2）に移ります。令和 6 年度下野市国民健康保険税課税状況につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

（事務局）

税務課市民税グループの木村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは報告事項（２）令和６年度下野市国民健康保険税の課税状況につきまして、ご説明申し上げます。

それではお手元の資料 21 ページの資料 4 をご覧ください。

こちらの表は、令和２年度から令和６年度までの当初課税時の推移をまとめたものになります。

表中の令和６年度、一番右の欄になります。こちらにつきまして、前年度と比較しながらご説明させていただきます。

まず、課税対象につきまして、世帯数は 17 世帯の減で 6,704 世帯、被保険者数は 217 人の減で、1 万 533 人。

総所得金額は 4 億 9,214 万円の増で、93 億 5,068 万円となっております。

次に、算定税額につきましては、所得割、均等割、平等割の計といたしまして、4,838 万円の増で、15 億 2,876 万 2,000 円となっております。

次に課税限度額でございますが、課税限度超過額とは、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金において賦課限度額を設定しておりまして、医療保険分は 65 万円、後期高齢者支援金は 22 万円、介護納付金分は 17 万円となっており、それぞれ限度額を超えた部分の金額となっております。

世帯数は 7 世帯の増で 171 世帯、超過額は 3,516 万 2,000 円の増で、1 億 6,741 万 2,000 円となっております。

次に、低所得者等につきましては、世帯数が 105 世帯の減で 3,214 世帯、軽減額は 396 万 1,000 円の減で 1 億 5,527 万 3,000 円となっております。

最後に、調定額につきましては、算定税額から課税限度超過額、低所得者等軽減額、減免額及び端数切り捨て額を差し引いた金額が調定額となります。

調定額は 1,678 万円の増で、12 億 368 万 6,000 円となります。

なお 1 世帯あたりの調定額といたしましては、前年度より 2,950 円の増で、17 万 9,547 円。

1 人当たりの調定額といたしましては、3,868 円の増で、11 万 4,278 円となります。

説明は以上となります。

（松本会長）

はい。

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問はございますか。

はい。村尾委員どうぞ。

（村尾委員）

すいません。確認したいのですが、課税限度額というのは、もうこれ以上は納税しないでいいですよっていう額を決めているわけですね。

だからここに示されている超過額というのは、収入にはならないですね。

その下の低所得者等の軽減額っていうのは、制度的に軽減しているということ。

これ2割5割7割軽減のことだと思うのですが、その減額となったここにある金額というのは、100%ではないでしょうが、公費で補填されて税金に繋がると理解してよろしいでしょうか。それとも税金とは言わないでしょうか。

(事務局)

今ご質問にありました、軽減額の関係なのですが、税のところに補填するという形ではなく、国と県から保険基盤安定負担金という名目が入ってきますので、収入項目としては別になるっていう形です。

確かに全額ではないですが、ほぼ軽減分が入ってくるという形になります。

以上です。

(松本会長)

よろしいですか。ありがとうございました。

他に皆様の方からは、ご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

それではありがとうございました。

以上で報告事項を終わりにいたします。

5 その他

(松本会長)

続きまして、次第の5番ですね、その他になります。

こちらに移りますけれども、事務局で何かございますか。

(事務局)

事務局からはありません。

(松本会長)

ありがとうございました。

それではですね、本日予定しておりました議事はすべて終了させていただきました。

委員の皆様から何か、この他にございますか。

(村尾委員)

私だけしゃべって申しわけないのですが、県が運営主体だということで、栃木県内の自治体の税率が将来的に統一されるのではないかとのことになっていると思うのですが、それはいつになる見込みでしょうか。

もうすでに実施している都道府県があるみたいなのですが、その状況を見ると、急激に世帯の保険税額が上がった事例が幾つかあるそうで、ずっと心配なのですが、どのような見通しを立てていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

ただいまのご質問についてお答えしますと、税率の完全統一に関しては時期が未定の状況です。

ただ、目標年度としては、令和 15 年度までに算定等をして、その 2 年後には完全に統一をするようにと国から指導されています。

そこで間違いなく統一するかどうかは、今後まだ 10 年あるので、その時の状況によって変わってくるかとは思いますが、目標としては令和 15 年、2 年後の 17 年には完全に統一ということになっています。

決算のところで説明しましたが、今現在は県に納付金の支払いをしているわけなのですが、そこが医療費水準に基づいて各市町の負担額が多少軽減されている部分があります。

医療費水準なのですが、これは県内各市町によって、医療にかかる金額に当然差があります。

医者にいっぱいかかっている町もあれば、そんなにかからないというところも出てくるわけですが、その差額を今は調整しています。

下野市は他に比べるとあまり医者にかからないので、本来の納付金よりも少ない額で支払いの方をしている状況です。

これが一応、5 年後の令和 10 年には、医療費水準を考慮しなくなるため、本来の納める額に変わります。すると当然納付額が上がるということになるのですが。

ただ、いきなり上げるというのではなく、段階を踏んで今徐々に上がっている状況です。

それなのではっきりした見込みが立たないのですが、年間 2 億、3 億ずつ負担が増えてくるとい形になるので、5 年間でいくと 10 何億ぐらい負担が増えるだろうというような予想です。

それについては、税率とかを上げないと払えないのかという疑問になるわけなのですが、先ほど基金の状況、お知らせした通りで、今現在 16 億円あるので、とりあえずはそれで賄えるという見通しです。

これに関しては最新の情報等を参考にして、今後の見込みを立てたいと考えております。

次回第 3 回の運営協議会に、資料として、今現在の下野市の状況、将来的に納付金はどう推移していくのかを資料として皆さんに提示したいと思いますので、その内容等を検討していただきます。

状況によっては支出が増えないということであれば、基金が大分残ってしまうということもあるので、将来的には税率を下げる必要性があるのか。

将来的に 10 年ちょっとで税率が統一されますが、下野市は、医療水準が低いことから、他の市町の分を負担することになりますので、先ほど村尾委員のご指摘の通り、税率は上がる見込みです。

今後のそういう見通しであれば、特に税率等を見直さずにそのままいくのかを、皆さんに協議してもらうために、その参考として、資料を作りまして、提示したいと思いますので、それを用いまして協議をお願いしていきたいと思います。

もし税率等を変更する話になってくると、当然運営協議会は市の諮問機関ということですので、市長から諮問をして、それに対しての答申というのを出してもらうことになります。

それは来年度の運協で、もしそういうケースが出れば、対応していくことになりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

(松本会長)

はい。ご理解いただけましたでしょうか。

それでは皆様、他に何かございますか。

この機会ですので、ご発言いただければありがたいと思います。

はい。木村委員どうぞ。

(木村委員)

公募委員の木村でございます。

非常に初歩的で、ちょっとこの今日の議題から外れるかと思うのですが、ちょっと疑問に思ったので質問させていただきます。

お手元の資料の 20 ページの、先ほどご説明いただきましたが、令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の資料 3 のところの、歳入歳出の歳入の 7 款と、それから歳入の 1 款は同じ内容についての補正ということで、それは事務局様のお話で、その通りだと思って。

その説明の後半の部分ですね、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修業務による増ということで、ちょっと私事で例として申し上げるのですが、私もマイナンバーカードとそれから、健康保険の紐づけをしまして、現状ですね、医療機関でマイナンバーカードを健康保険証として使ってみたいと、そういうことをやっています。

確かにこのシステムの改修、構築をしていくのにこの金額がかかってしまうのは当然のことだと思います。

ですので、マイナンバーカードについてはその通りだと思うのですが、例えば資格確認書も、このシステム改修の中に含まれるのでしょうか。

つまりマイナンバーカードを健康保険証として使うことができない人が使用する、確認書の場合はどうなのでしょう。デジタルというかアナログですね。

そこも含めた上での改修業務というふうに解釈してよろしいのでしょうか。

(事務局)

お答えいたします。

木村委員のおっしゃるように紙の保険証は 12 月 2 日以降には発行せず、マイナ保険証に一斉に移行します。そこから新しくマイナ保険証を中心に運用していくわけですが、まだ全員がマイナンバーカードをお持ちじゃない、もしくはマイナンバーカードと健康保険証を紐づけていないので、その際には、資格確認書の交付という形に

なって参ります。

こちらにつきましても、今回のシステム改修によりましてできるようになり、あらゆる形で対応していきたいと考えております。以上です。

(木村委員)

承知しました。今のご説明で理解しました。

そうしますと、この説明のベースの中でマイナンバーカードと健康保険証の一体化というそのマイナンバーカードの中にも、資格確認書が含まれると、そういう解釈でよろしいですね。

(事務局)

はい。

(木村委員)

ありがとうございました。

(松本会長)

ご質問は大丈夫ですか。ご理解をいただきましてありがとうございます。

他には、皆様いかがでしょうか。

何かご質問、ご意見ございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

よろしいですか。

それでは、ご発言等がないようですので、以上をもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

議事進行の方ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

次回の運営協議会ですが、11月6日水曜日ですが、こちらを現在のところ予定しております。日程が確定しましたら、通知を差し上げますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第2回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

以上